

○国土交通省告示第四百三十二号

南大東空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 設置者の氏名及び住所 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
- 二 空港の名称及び位置 南大東空港 沖縄県島尻郡南大東村
- 三 変更した事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第六百三十七号及び平成九年運輸省告示第三百八十二号を参照。）
  - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
  - ロ 空港の総面積 三十六万九千五百二十四平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を沖縄県庁において縦覧に供する。

# 別図 南大東空港

